

第3部 法定事業の量の 見込みと確保方策



第 1 章

教育 · 保育提供区域

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める」とされています。

さらに、教育・保育提供区域について、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本市の教育・保育提供区域は、これらの考え方を踏まえ、人口バランス、現在の幼稚園や保育所等の配置・入園(所)状況、保幼小連携の観点などから、第1期計画と同様に、小学校区を基本単位として積み上げ地域ブロックを形成し、7つの区域を設定することとします。

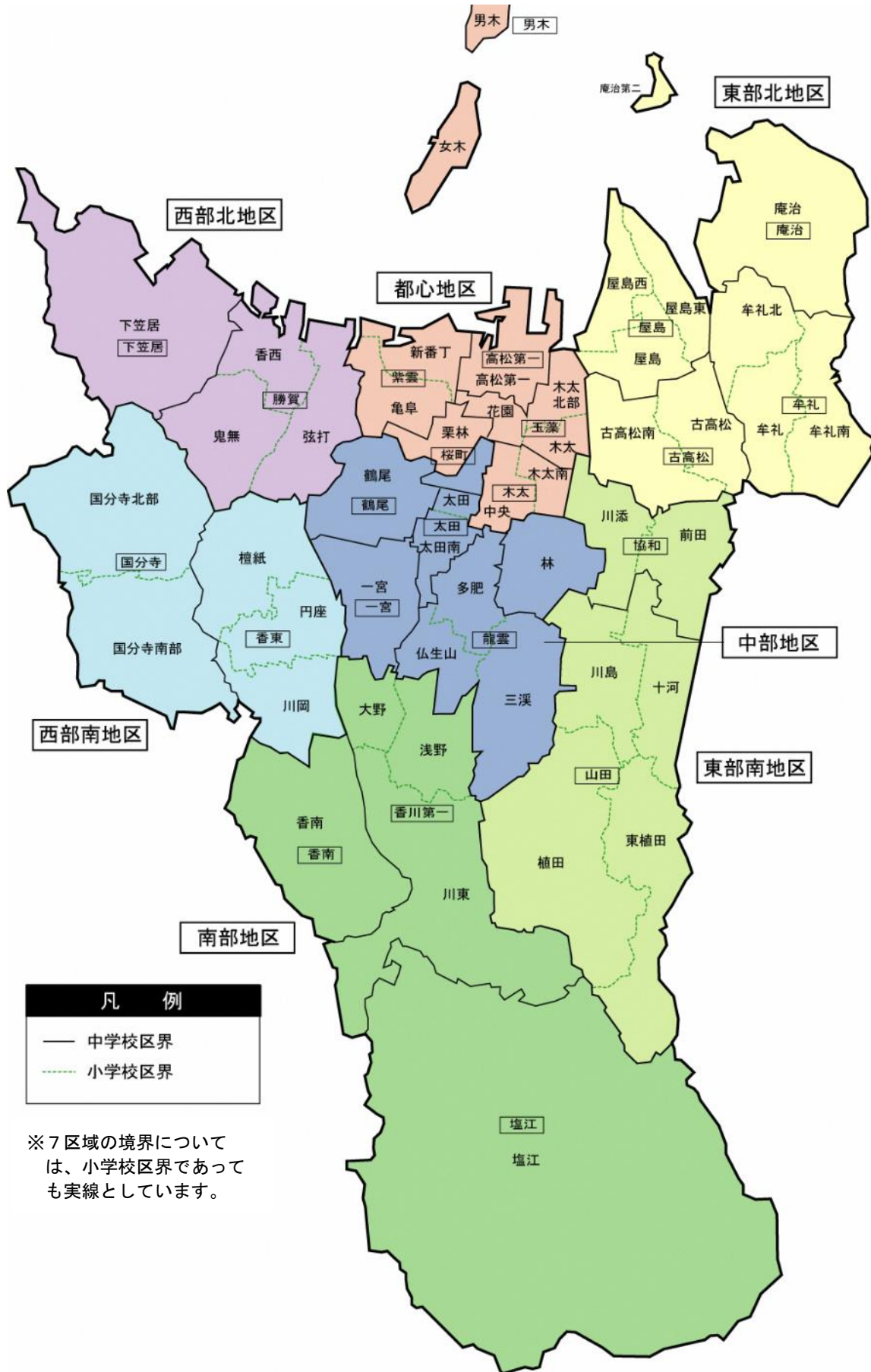
なお、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、その性質から、全市的な視点で事業の供給バランスを検討すべきであると思われるため、第1期計画と同様に、市内全域を1区域として設定することとします。

【 教育・保育提供区域 】

	対象小学校区
都心地区	新番丁、亀阜、栗林、花園、高松第一、木太、女木、男木、中央、木太南、木太北部
中部地区	鶴尾、太田、林、三溪、仏生山、一宮、多肥、太田南
東部北地区	古高松、屋島、古高松南、屋島東、屋島西、牟礼、牟礼北、牟礼南、庵治
東部南地区	前田、川添、川島、十河、東植田、植田
西部北地区	香西、弦打、鬼無、下笠居
西部南地区	川岡、円座、檀紙、国分寺北部、国分寺南部
南部地区	塩江、大野、浅野、川東、香南

教育・保育提供区域については、その区域内での利用を義務付けるものではなく、計画上において、需給バランスを確認するための単位として設定するものです。

【 教育・保育提供区域図 】



2 教育・保育提供区域の状況

(1) 人口の状況 ●●●●●●●●

【 区域別人口の推移と将来推計 】

単位：人

	実績					推計					
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	R2~R6 増減
都心	117,097	116,877	116,888	116,703	116,299	116,011	115,687	115,320	114,923	114,472	▲1,539
中部	91,272	92,173	92,718	93,319	94,130	94,779	95,404	96,034	96,638	97,240	2,461
東部北	65,752	65,502	65,080	64,681	64,297	63,863	63,404	62,920	62,402	61,863	▲2,000
東部南	36,905	36,756	36,681	36,639	36,603	36,510	36,401	36,285	36,157	36,018	▲492
西部北	33,088	32,905	32,733	32,513	32,211	31,968	31,724	31,470	31,203	30,924	▲1,044
西部南	48,808	48,875	49,042	48,982	49,090	49,119	49,121	49,112	49,084	49,044	▲75
南部	34,643	34,312	33,957	33,628	33,319	32,961	32,592	32,209	31,815	31,410	▲1,551
市全体	427,565	427,400	427,099	426,465	425,949	425,211	424,333	423,350	422,222	420,971	▲4,240

【 区域別 就学前児童人口の推移と将来推計 】

単位：人

	実績					推計					
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	R2~R6 増減
都心	6,059	5,859	5,783	5,643	5,396	5,225	5,148	5,036	4,920	4,853	▲372
中部	6,039	6,020	6,031	5,967	5,937	5,884	5,834	5,849	5,825	5,825	▲59
東部北	3,223	3,154	3,120	3,037	2,891	2,824	2,762	2,693	2,612	2,556	▲268
東部南	1,889	1,841	1,808	1,785	1,725	1,687	1,656	1,628	1,617	1,605	▲82
西部北	1,688	1,640	1,603	1,515	1,471	1,418	1,384	1,364	1,329	1,295	▲123
西部南	2,993	2,897	2,863	2,806	2,735	2,682	2,573	2,559	2,504	2,458	▲224
南部	1,462	1,435	1,342	1,301	1,227	1,191	1,133	1,103	1,077	1,038	▲153
市全体	23,353	22,846	22,550	22,054	21,382	20,911	20,490	20,232	19,884	19,630	▲1,281

資料：実績人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日）

推計人口は、平成26年～31年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基にコーホート変化率法で推計（各年4月1日）

【 区域別 0～11歳人口 】

全市

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	3,356	3,318	3,275	3,226	3,169
1歳	3,224	3,401	3,363	3,319	3,269
2歳	3,452	3,210	3,386	3,348	3,304
3歳	3,589	3,438	3,197	3,372	3,334
4歳	3,547	3,586	3,435	3,194	3,369
5歳	3,743	3,537	3,576	3,425	3,185
就学前計	20,911	20,490	20,232	19,884	19,630
6歳	3,823	3,738	3,533	3,572	3,421
7歳	3,859	3,818	3,733	3,528	3,567
8歳	3,915	3,858	3,817	3,732	3,528
9歳	3,820	3,910	3,853	3,812	3,728
10歳	4,034	3,816	3,906	3,849	3,808
11歳	4,003	4,025	3,808	3,897	3,841
小学生計	23,454	23,165	22,650	22,390	21,893
総計	44,365	43,655	42,882	42,274	41,523

② 中部地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	981	982	981	979	974
1歳	925	992	991	993	991
2歳	978	918	984	983	985
3歳	1,000	974	915	979	978
4歳	966	1,005	976	917	982
5歳	1,034	963	1,002	974	915
就学前計	5,884	5,834	5,849	5,825	5,825
6歳	1,036	1,041	971	1,010	982
7歳	959	1,038	1,044	973	1,010
8歳	1,042	960	1,039	1,045	975
9歳	993	1,040	957	1,036	1,043
10歳	1,005	990	1,038	956	1,034
11歳	1,006	1,002	986	1,033	953
小学生計	6,041	6,071	6,035	6,053	5,997
総計	11,925	11,905	11,884	11,878	11,822

④ 東部南地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	289	285	282	278	272
1歳	284	283	279	276	272
2歳	269	275	274	270	267
3歳	269	263	269	268	264
4歳	286	265	260	266	265
5歳	290	285	264	259	265
就学前計	1,687	1,656	1,628	1,617	1,605
6歳	296	285	280	260	254
7歳	276	295	283	280	260
8歳	312	275	294	282	279
9歳	300	313	275	294	282
10歳	308	298	311	272	292
11歳	315	308	298	311	272
小学生計	1,807	1,774	1,741	1,699	1,639
総計	3,494	3,430	3,369	3,316	3,244

⑥ 西部南地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	417	411	406	401	394
1歳	396	425	420	414	408
2歳	444	394	423	418	412
3歳	466	449	398	427	422
4歳	430	463	447	396	425
5歳	529	431	465	448	397
就学前計	2,682	2,573	2,559	2,504	2,458
6歳	485	533	434	469	452
7歳	514	489	538	437	473
8歳	489	511	486	536	435
9歳	483	491	514	489	539
10歳	537	483	491	515	489
11歳	506	537	483	492	515
小学生計	3,014	3,044	2,946	2,938	2,903
総計	5,696	5,617	5,505	5,442	5,361

① 都心地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	829	820	805	790	773
1歳	788	834	825	810	795
2歳	853	796	842	833	818
3歳	909	844	788	834	825
4歳	928	916	851	794	840
5歳	918	938	925	859	802
就学前計	5,225	5,148	5,036	4,920	4,853
6歳	1,037	933	953	939	872
7歳	1,074	1,032	928	948	935
8歳	1,020	1,078	1,036	931	952
9歳	1,024	1,017	1,075	1,034	929
10歳	1,101	1,028	1,021	1,079	1,037
11歳	1,064	1,096	1,024	1,016	1,073
小学生計	6,320	6,184	6,037	5,947	5,798
総計	11,545	11,332	11,073	10,867	10,651

③ 東部北地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	438	428	418	407	396
1歳	429	456	447	437	425
2歳	462	421	448	439	429
3歳	505	467	425	453	444
4歳	498	501	463	422	449
5歳	492	489	492	454	413
就学前計	2,824	2,762	2,693	2,612	2,556
6歳	493	478	475	478	442
7歳	530	491	476	473	476
8歳	526	525	486	473	469
9歳	499	522	522	483	470
10歳	562	497	519	520	481
11歳	566	559	495	517	518
小学生計	3,176	3,072	2,973	2,944	2,856
総計	6,000	5,834	5,666	5,556	5,412

⑤ 西部北地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	232	228	223	217	212
1歳	226	231	227	221	216
2歳	247	225	230	226	220
3歳	245	241	220	225	221
4歳	227	236	232	212	217
5歳	241	223	232	228	209
就学前計	1,418	1,384	1,364	1,329	1,295
6歳	254	232	215	223	219
7歳	245	253	231	214	222
8歳	276	246	254	230	214
9歳	264	275	245	253	229
10歳	262	264	275	244	253
11歳	279	262	264	275	245
小学生計	1,580	1,532	1,484	1,439	1,382
総計	2,998	2,916	2,848	2,768	2,677

⑦ 南部地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	170	164	160	154	148
1歳	176	180	174	168	162
2歳	199	181	185	179	173
3歳	195	200	182	186	180
4歳	212	200	206	187	191
5歳	239	208	196	203	184
就学前計	1,191	1,133	1,103	1,077	1,038
6歳	222	236	205	193	200
7歳	261	220	233	203	191
8歳	250	263	222	235	204
9歳	257	252	265	223	236
10歳	259	256	251	263	222
11歳	267	261	258	253	265
小学生計	1,516	1,488	1,434	1,370	1,318
総計	2,707	2,621	2,537	2,447	2,356

(2) 教育・保育施設の状況 ●●●●●●●●

【教育・保育施設の整備状況】(平成31年度)

※施設配置図は、P112参照

単位：人

	人口	就学前 児童数	就学前 児童 比率	こども園			幼稚園		保育所		地域型保育	
				施設数	1号 定員	2・3号 定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
都心	116,299	5,396	4.6%	4か所	274	384	10か所	1,990	22か所	2,486	7か所	87
中部	94,130	5,937	6.3%	7か所	517	716	10か所	1,960	14か所	1,676	6か所	97
東部北	64,297	2,891	4.5%	7か所	1,011	746	7か所	790	7か所	900	2か所	17
東部南	36,603	1,725	4.7%	1か所	15	110	3か所	315	8か所	870	0か所	—
西部北	32,211	1,471	4.6%	1か所	40	105	4か所	522	6か所	770	0か所	—
西部南	49,090	2,735	5.6%	2か所	30	250	6か所	840	6か所	810	0か所	—
南部	33,319	1,227	3.7%	3か所	195	437	2か所	315	4か所	465	2か所	30
市全体	425,949	21,382	5.0%	25か所	2,082	2,748	42か所	6,732	67か所	7,977	17か所	231

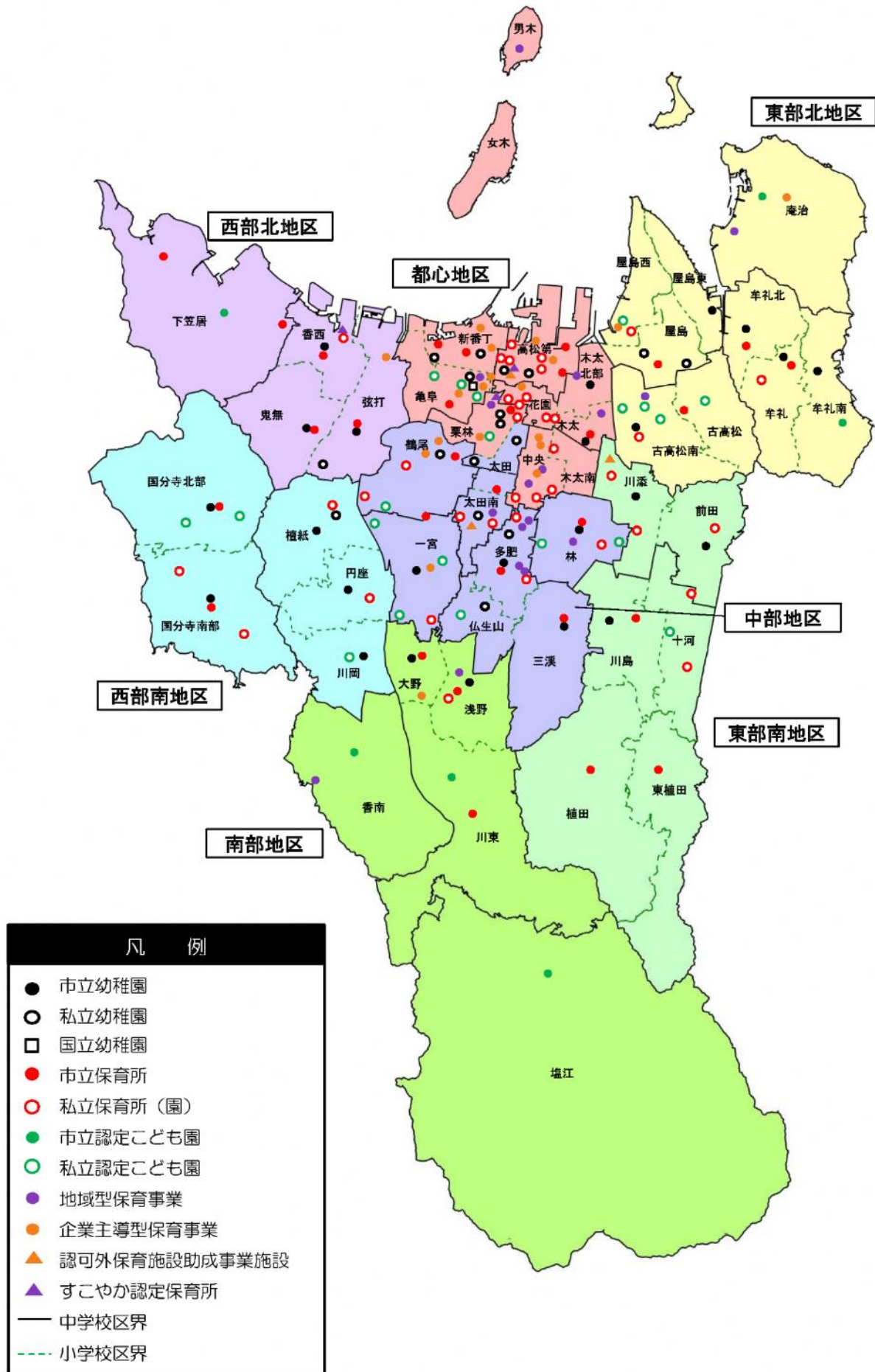
資料：住民基本台帳人口（4月1日）

(3) 地域子ども・子育て支援事業実施施設の状況 ●●●●●●●●

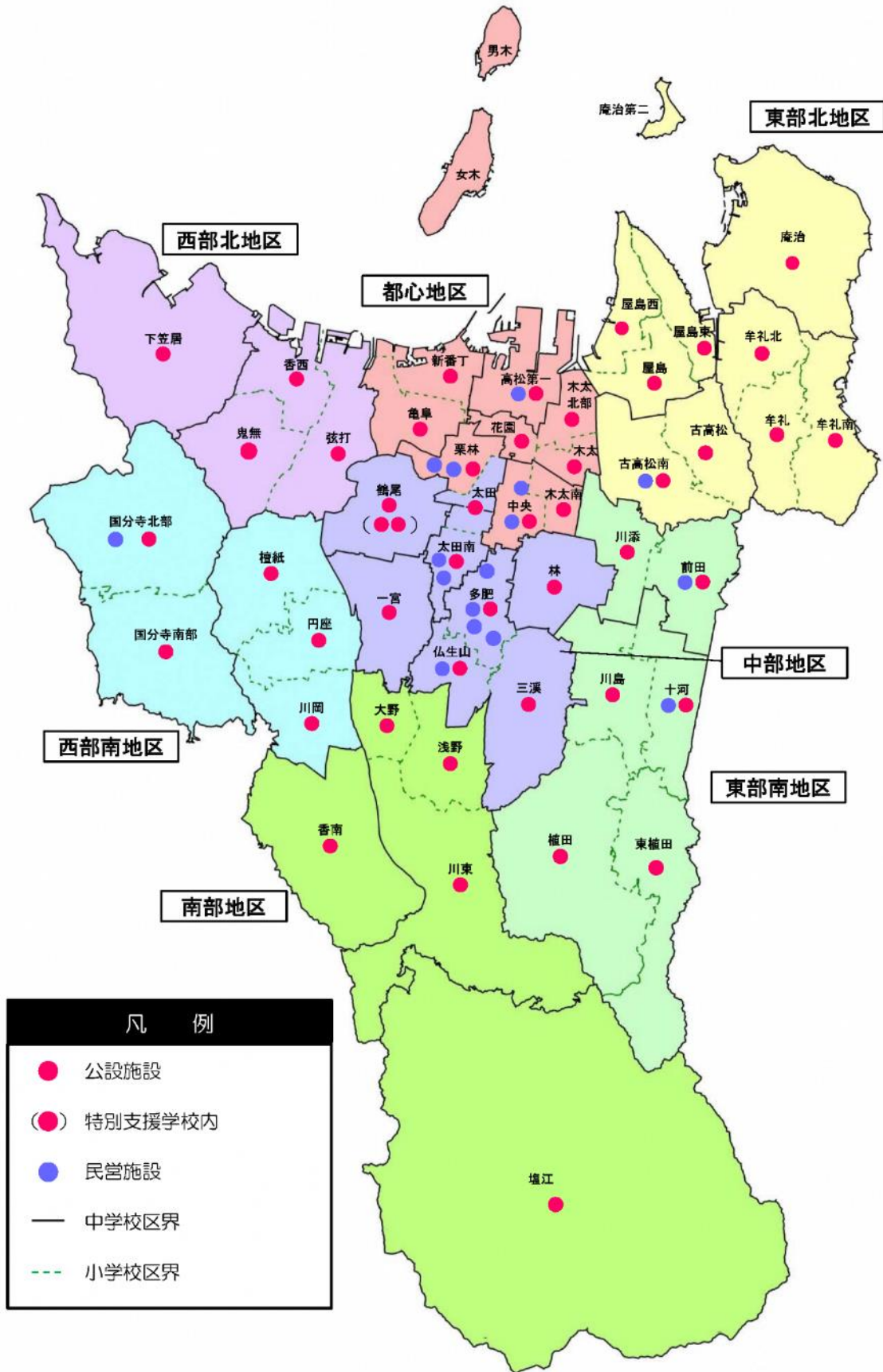
「放課後児童健全育成事業」「一時保育事業」「地域子育て支援拠点事業」「病児・病後児保育事業」「子育て短期支援事業」の実施施設の状況については、P113～P115に示すとおりとなっています。

本計画では、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域として需給調整を図ることとしています。

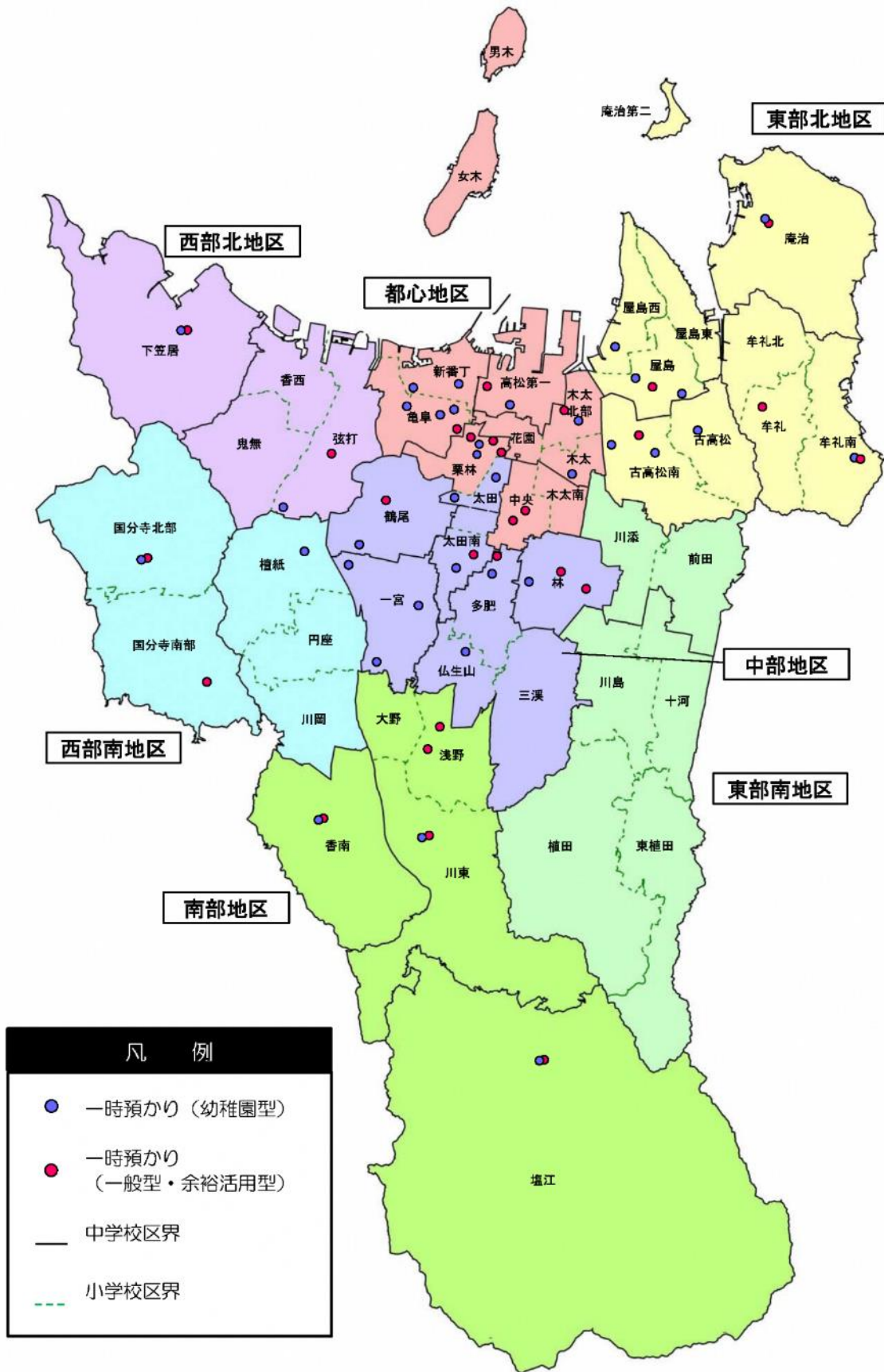
【教育・保育施設の状況】（平成31年4月1日時点）



【放課後児童健全育成事業実施施設の状況】（平成31年4月1日時点）



【一時預かり事業実施施設の状況】（平成31年4月1日時点）



【地域子育て支援拠点事業等実施施設の状況】（平成31年4月1日時点）





第2章

教育・保育の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、7つの区域ごと、さらに1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しています。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととします。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(2) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの推計に当たっては、原則、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）の手順に沿って算出し、実際の利用実績等による検証を行い、一部補正を行います。

本市で補正を行った部分は以下のとおりです。

【1・2号認定】

3歳以上の児童は、何らかの教育・保育事業を利用することを前提とし、3～5歳児の推計人口と1号認定、2号認定の合計が一致するよう調整します。

【3号認定】

より実情に沿った内容とするため、育児休業中や職場復帰希望が1歳以上の割合を除いて、量の見込みを算出します。

また、国の「子育て安心プラン」の実施方針についてにより、2020（令和2）年度末までに25歳～44歳の女性就業率80%（1・2歳児の保育利用率60%程度）に対応できるよう受け皿を整備すること、とあるため、1・2歳児の保育利用率を段階的に60%になるよう補正します。

（3）確保方策の考え方 ●●●●●●●●

各年度の実際の待機児童数を勘案し、定員の不足が見込まれる場合には、自主整備を基本とした保育所や認定こども園、小規模保育事業などの施設の募集を検討するとともに、引き続き保育士の確保策も実施し、量の見込みに対応する提供体制を確立するよう努めます。

【 確保の内容 】

確保の内容	内容
特定教育・保育施設	市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると「確認」を受けた認定こども園、幼稚園、保育所
確認を受けない幼稚園	「確認」を受けないと申出を行った幼稚園で、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されるもの
特定地域型保育事業	市町村から認可を受けた地域型保育事業で、次の4類型がある。 家庭的保育 ：家庭的な雰囲気の中、少人数（5人以下）を対象に保育を行うもの 小規模保育 ：小人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行うもの 事業所内保育 ：会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行うもの 居宅訪問型保育 ：障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を行うもの
認可外保育施設	市や県の認可を受けていない保育施設。本市では、一定の基準を満たす認可外保育施設を「高松市すこやか認定保育所」として認定している。
企業主導型保育事業	企業等が設置する認可外保育施設。運営費等の助成を国が行うもの

（４）量の見込みと確保方策の見直し ● ● ● ● ● ● ● ●

計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 量の見込みと確保方策

市全域

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	3,730	1,003	6,147	719	3,824	3,626	978	5,955	710	3,967
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,993	6,019	1,047	3,665	6,008	6,170	1,083	3,749	
	確認を受けない幼稚園	2,775				2,775				
	特定地域型保育事業			74	175			74	175	
	認可外保育施設		132	91	264		132	91	264	
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)		(37)	(67)	(126)	
②-①	4,035	4	493	280		4,179	347	538	221	
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（幼保連携型）移行：3か所 ・保育所：1か所 ・小規模保育事業：1か所 ・企業主導型保育事業：11か所 					<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（幼保連携型）創設：1か所 ・保育所：2か所 				

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	3,500	946	5,762	702	4,074	3,422	928	5,642	692	4,025
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,008	6,170	1,083	3,749	6,008	6,170	1,083	3,749	
	確認を受けない幼稚園	2,775				2,775				
	特定地域型保育事業			74	175			74	175	
	認可外保育施設		132	91	264		132	91	264	
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)		(37)	(67)	(126)	
②-①	4,337	540	546	114		4,433	660	556	163	
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	3,387	922	5,582	680	3,967
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,008	6,170	1,083	3,749
	確認を受けない幼稚園	2,775			
	特定地域型保育事業			74	175
	認可外保育施設		132	91	264
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)
②-①	4,474	720	568	221	
確保方策					

① 都心地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,079	333	1,575	158	1,100	1,056	326	1,539	155	1,144
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,004	1,477	271	892	1,019	1,570	295	946	
	確認を受けない幼稚園	1,260				1,260				
	特定地域型保育事業			30	75			30	75	
	認可外保育施設		52	65	187		52	65	187	
	うち、企業主導型		(31)	(44)	(87)		(31)	(44)	(87)	
②-①	852	▲46	208	54	897	83	235	64		
確保方策	・小規模保育事業：1か所 ・企業主導型保育事業：4か所					・認定こども園（幼保連携型）創設：1か所 ・保育所：1か所				

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,004	310	1,465	153	1,177	974	301	1,420	150	1,161
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,019	1,570	295	946	1,019	1,570	295	946	
	確認を受けない幼稚園	1,260				1,260				
	特定地域型保育事業			30	75			30	75	
	認可外保育施設		52	65	187		52	65	187	
	うち、企業主導型		(31)	(44)	(87)		(31)	(44)	(87)	
②-①	965	157	237	31	1,004	202	240	47		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	966	299	1,408	146	1,140
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,019	1,570	295	946
	確認を受けない幼稚園	1,260			
	特定地域型保育事業			30	75
	認可外保育施設		52	65	187
	うち、企業主導型		(31)	(44)	(87)
②-①	1,014	214	244	68	
確保方策					

② 中部地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,045	399	1,387	192	930	1,025	392	1,361	193	980
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,167	1,474	273	916	1,167	1,532	285	946	
	確認を受けない幼稚園	1,255				1,255				
	特定地域型保育事業			30	67			30	67	
	認可外保育施設		17	7	20		17	7	20	
	うち、企業主導型		(2)	(7)	(15)		(2)	(7)	(15)	
②-①	978	104	118	73	1,005	188	129	53		
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（幼保連携型）移行：2か所 ・保育所：1か所 ・企業主導型保育事業：1か所 					<ul style="list-style-type: none"> ・保育所：1か所 				

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,008	385	1,343	193	1,021	1,000	382	1,336	194	1,024
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,167	1,532	285	946	1,167	1,532	285	946	
	確認を受けない幼稚園	1,255				1,255				
	特定地域型保育事業			30	67			30	67	
	認可外保育施設		17	7	20		17	7	20	
	うち、企業主導型		(2)	(7)	(15)		(2)	(7)	(15)	
②-①	1,029	206	129	12	1,040	213	128	9		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,002	383	1,341	194	1,027
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,167	1,532	285	946
	確認を受けない幼稚園	1,255			
	特定地域型保育事業			30	67
	認可外保育施設		17	7	20
	うち、企業主導型		(2)	(7)	(15)
②-①	1,037	208	128	6	
確保方策					

③ 東部北地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	620	83	924	118	568	604	81	896	115	585	
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,550		881	159	601	1,550		881	159	601
	確認を受けない幼稚園	260					260				
	特定地域型保育事業				4	13				4	13
	認可外保育施設			4	7	15			4	7	15
	うち、企業主導型			(4)	(7)	(15)			(4)	(7)	(15)
②-①	1,107		▲39	52	61	1,125		▲11	55	44	
確保方策	・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所 ・企業主導型保育事業：4か所										

	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	572	77	852	113	601	551	74	822	110	589	
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,550		881	159	601	1,550		881	159	601
	確認を受けない幼稚園	260					260				
	特定地域型保育事業				4	13				4	13
	認可外保育施設			4	7	15			4	7	15
	うち、企業主導型			(4)	(7)	(15)			(4)	(7)	(15)
②-①	1,161		33	57	28	1,185		63	60	40	
確保方策											

	令和6年度					
	1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	542	73	807	107	574	
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,550		881	159	601
	確認を受けない幼稚園	260				
	特定地域型保育事業				4	13
	認可外保育施設			4	7	15
	うち、企業主導型			(4)	(7)	(15)
②-①	1,195		78	63	55	
確保方策						

④ 東部南地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	167	33	639	92	317	161	32	614	91	335	
②確保の内容	特定教育・保育施設	330		553	99	328	330		553	99	328
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設			48	0	27			48	0	27
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)
②-①	130		▲38	7	38	137		▲13	8	20	
確保方策	企業主導型保育事業：1か所										

	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	157	31	599	90	334	157	31	599	89	330	
②確保の内容	特定教育・保育施設	330		553	99	328	330		553	99	328
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設			48	0	27			48	0	27
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)
②-①	142		2	9	21	142		2	10	25	
確保方策											

	令和6年度					
	1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	157	31	600	87	325	
②確保の内容	特定教育・保育施設	330		553	99	328
	確認を受けない幼稚園	0				
	特定地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			48	0	27
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)
②-①	142		1	12	30	
確保方策						

⑤ 西部北地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	239	38	493	50	271	234	38	481	49	274	
②確保の内容	特定教育・保育施設	562		506	90	279	562		506	90	279
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設			11	7	8			11	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(4)	(2)			(0)	(4)	(2)
②-①	285		24	47	16	290		36	48	13	
確保方策											

	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	229	37	471	48	276	222	36	457	47	270	
②確保の内容	特定教育・保育施設	562		506	90	279	562		506	90	279
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設			11	7	8			11	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(4)	(2)			(0)	(4)	(2)
②-①	296		46	49	11	304		60	50	17	
確保方策											

	令和6年度					
	1号	2号		3号		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み（必要利用定員）	216	35	445	46	263	
②確保の内容	特定教育・保育施設	562		506	90	279
	確認を受けない幼稚園	0				
	特定地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			11	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(4)	(2)
②-①	311		72	51	24	
確保方策						

⑥ 西部南地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	392	92	649	53	346	369	86	613	53	354
②確保の内容	特定教育・保育施設	870	606	69	355	870	606	69	355	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	認可外保育施設		0	2	4		0	2	4	
	うち、企業主導型		(0)	(2)	(4)		(0)	(2)	(4)	
②-①	386	▲43	18	13	415	▲7	18	5		
確保方策	企業主導型保育事業：1か所									

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	360	84	598	52	367	350	82	580	51	362
②確保の内容	特定教育・保育施設	870	606	69	355	870	606	69	355	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	認可外保育施設		0	2	4		0	2	4	
	うち、企業主導型		(0)	(2)	(4)		(0)	(2)	(4)	
②-①	426	8	19	▲8	438	26	20	▲3		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	342	80	568	51	357
②確保の内容	特定教育・保育施設	870	606	69	355
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	2	4
	うち、企業主導型		(0)	(2)	(4)
②-①	448	38	20	2	
確保方策					

⑦ 南部地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	188	25	480	56	292	177	23	451	54	295
②確保の内容	特定教育・保育施設	510	522	86	294	510	522	86	294	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			10	20			10	20	
	認可外保育施設		0	3	3		0	3	3	
	うち、企業主導型		(0)	(3)	(3)		(0)	(3)	(3)	
②-①	297	42	43	25	310	71	45	22		
確保方策										

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	170	22	434	53	298	168	22	428	51	289
②確保の内容	特定教育・保育施設	510	522	86	294	510	522	86	294	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			10	20			10	20	
	認可外保育施設		0	3	3		0	3	3	
	うち、企業主導型		(0)	(3)	(3)		(0)	(3)	(3)	
②-①	318	88	46	19	320	94	48	28		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	162	21	413	49	281
②確保の内容	特定教育・保育施設	510	522	86	294
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			10	20
	認可外保育施設		0	3	3
	うち、企業主導型		(0)	(3)	(3)
②-①	327	109	50	36	
確保方策					



第3章

地域子ども・子育て 支援事業の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量の見込みの算出方法 ●●●●●●●●

地域子ども・子育て支援事業については、放課後児童健全育成事業を除いて、市内全域を1区域として必要量を見込み、放課後児童健全育成事業については、7つの区域ごとに必要量を見込みます。

量の見込みは、基本的には、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国の手引きの手順に沿って算出しますが、利用状況や事業特性に応じて、適切な推計方法を検討し、本市独自の方法で補正を行っています。

(2) 確保方策の考え方 ●●●●●●●●

提供体制の確保方策については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定します。

(3) 量の見込みと確保方策の見直し ●●●●●●●●

教育・保育事業の見直しに併せ、実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

児童やその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

本市では、国の定める事業形態のうち、次の2種類の形態で実施しています。

◎基本型（独立した事業として行われている形態）

◎母子保健型（主として市町村保健センター等で専門職が支援や連携を行う形態）

【 現状 】

利用者支援事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基本型	4か所	4か所	4か所	4か所
母子保健型	-	1か所	8か所	8か所

【 量の見込みと確保策 】

基本型

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保量	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容 (実施施設)		<ul style="list-style-type: none"> ・春日こども園地域子育て支援センター（春日町） ・にしおか医院地域子育て支援センター（寺井町） ・ひまわりはうす とことこ（出作町） ・わはは・ひろば高松（大工町） 				
②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

母子保健型

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	8か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
②確保量	8か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
確保の内容 (実施施設)		<ul style="list-style-type: none"> ・高松市保健センター子育て世代包括支援センター ・勝賀保健ステーション子育て世代包括支援センター ・牟礼保健ステーション ・香川保健ステーション ・国分寺保健ステーション ・一宮保健ステーション（中部総合センター （仮称）内子育て世代包括支援センター） ・山田保健ステーション（東部南総合センター （仮称）内子育て世代包括支援センター） 				
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【 量の見込み 】

本市では平成 25 年度途中から、地域子育て支援拠点事業において、従来の相談支援に加えて、地域支援や利用者支援を行う地域機能強化型を実施しており、平成 26 年度からは、利用者支援事業（基本型）として4か所に事業委託しています。また、母子保健型については平成 28 年 4 月より順次開設しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・基本型は、現状どおり、4か所の施設において担当エリアを設定し、市役所の担当課及び相談窓口や関係機関、地域子育て支援拠点事業実施施設等と連携を図り、住民が円滑に各種の事業を利用できるように支援を行います。
- ・母子保健型は、総合センターの開設に伴う設置場所の変更はあるものの、7か所の施設において「子育て世代包括支援ネットワーク会議」等を実施し、支援体制の一層の強化に取り組んでいきます。
- ・高松型地域共生社会構築事業において、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐなどの取組を行っています。基本型・母子保健型による利用者支援事業に当該事業も加え、制度・分野別の「縦割り」を超えた包括的な相談支援を目指します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業） ● ● ● ● ● ● ● ●

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業です。

【 現状 】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延長保育事業	実施施設数	65か所	71か所	78か所	86か所
	利用実人数	6,486人	7,366人	8,914人	9,603人

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9,603人	9,375人	9,285人	9,242人	9,085人	8,971人
②確保量	9,603人	9,375人	9,285人	9,242人	9,085人	8,971人
確保の内容 (実施施設数)	86か所	93か所	96か所	96か所	96か所	96か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では、実態と大きく乖離することから、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

事業を実施するための保育士の確保により、供給体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●●●

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	101教室	108教室	115教室	117教室
確保量	3,808人	4,137人	4,453人	4,538人
利用希望児童数	4,088人	4,406人	4,739人	4,790人
待機児童数	280人	269人	286人	252人

【 量の見込みと確保策 】（全市）

		実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1年	1,660人	1,748人	1,831人	1,875人	1,898人	1,909人
	2年	1,375人	1,544人	1,617人	1,693人	1,732人	1,754人
	3年	1,022人	1,073人	1,124人	1,178人	1,235人	1,265人
	4年	491人	524人	548人	573人	600人	630人
	5年	166人	218人	228人	238人	249人	260人
	6年	76人	103人	107人	112人	118人	124人
	合計	4,790人	5,210人	5,455人	5,669人	5,832人	5,942人
②確保量		4,538人	5,110人	5,455人	5,669人	5,832人	5,942人
確保の内容 （実施施設数）		117教室	132教室 公立 7教室 民間 2教室	141教室 公立 7教室 民間 2教室	146教室 公立 3教室 民間 2教室	150教室 公立 2教室 民間 2教室	152教室 公立 1教室 民間 1教室
②－①		▲252人	▲100人	0	0	0	0

【 量の見込み 】

地区ごとの5歳児の保護者の利用希望把握調査結果を基に、令和2年度の小学校1年生の利用希望者数を算出し、令和3年度以降の1年生については、過去3か年の増加率の平均を乗じて算出します。また、2年生以降の利用希望者を前学年からの継続率を乗じて算出し、これらを合わせた人数を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」に合わせて、2021 年度末（令和3年度末）までの待機児童解消を目指します。
- ・学校内の空き教室等の有効活用など公設施設で供給量を確保するほか、民間事業者の施設整備を促進します。

【 量の見込みと確保策 】（区域別）

① 都心地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	1,504	1,620	1,723	1,803	1,856
②確保量	1,316	1,504	1,620	1,723	1,803	1,856
確保の内容 （実施施設）	30教室	35教室 公立 2教室開設 民間 1教室開設	38教室 公立 2教室開設 民間 1教室開設	41教室 公立 2教室開設 民間 1教室開設	43教室 公立 2教室開設	44教室 公立 1教室開設
②－①	—	0	0	0	0	0

② 中部地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	1,196	1,246	1,291	1,322	1,343
②確保量	1,079	1,196	1,246	1,291	1,322	1,343
確保の内容 （実施施設）	30教室	33教室 公立 1教室開設	34教室 公立 1教室開設	35教室 公立 1教室開設	35教室	36教室 民間 1教室開設
②－①	—	0	0	0	0	0

③ 東部北地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	806	829	849	865	877
②確保量	642	736	829	849	865	877
確保の内容 （実施施設）	15教室	18教室 公立 3教室開設	20教室 公立 2教室開設	21教室 民間 1教室開設	21教室	21教室
②－①	—	▲70	0	0	0	0

④ 東部南地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	405	413	419	425	430
②確保量	356	385	413	419	425	430
確保の内容 (実施施設)	11教室	12教室 公立 1教室開設	13教室 民間 1教室開設	13教室	13教室	13教室
②－①	—	▲20	0	0	0	0

⑤ 西部北地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	337	339	340	341	341
②確保量	320	337	339	340	341	341
確保の内容 (実施施設)	9教室	10教室	10教室	10教室	10教室	10教室
②－①	—	0	0	0	0	0

⑥ 西部南地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	651	681	706	725	738
②確保量	551	651	681	706	725	738
確保の内容 (実施施設)	14教室	16教室 民間 1教室開設	17教室 公立 1教室開設	17教室	18教室 民間 1教室開設	18教室
②－①	—	0	0	0	0	0

⑦ 南部地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	311	327	341	351	357
②確保量	274	301	327	341	351	357
確保の内容 (実施施設)	8教室	8教室	9教室 公立 1教室開設	9教室	10教室 民間 1教室開設	10教室
②－①	—	▲10	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業 ●●●●●●●●

◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。

◎夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所
実利用人数	15人	9人	9人	14人
延利用日数	81人日	45人日	55人日	74人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	74人日	100人日	112人日	125人日	136人日	148人日
②確保量	74人日	100人日	112人日	125人日	136人日	148人日
確保の内容 (実施施設数)	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、将来の児童人口にニーズ調査結果による利用意向率及び利用意向日数を乗じて算出した結果を量の見込みとしていますが、本市ではより実績に沿った内容とするため、過去の実績をもとに見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

現在2施設に事業委託し必要量を確保していますが、今後の利用量増加を見込み、さらに委託先を1か所確保し、3か所で実施することにより、提供体制の充実を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●●●

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数	3,659人	3,653人	3,535人	3,302人
訪問人数	3,402人	3,361人	3,286人	3,057人
訪問率	93%	92%	93%	93%

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,302人	3,356人	3,318人	3,275人	3,226人	3,169人
②確保量	3,057人	3,356人	3,318人	3,275人	3,226人	3,169人
確保の内容 (実施体制等)		・地域体制:地区保健師36人、事業専門保健師3人、助産師15人 ・実施機関;保健センター、香川県助産師会(一部委託)				
②-①	▲245人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では新生児すべてを訪問することを目標とするため、量の見込みは新生児数(推計)とする。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・保健センターにおいては、地区担当保健師と事業専用に雇用した嘱託保健師により実施するとともに、事業の一部を香川県助産師会に委託して実施します。
- ・提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%を目指します。
- ・本事業により、特に支援を必要とする家庭を的確に把握し、相談等によるフォローを行うとともに、必要に応じて養育支援訪問事業等に引き継ぎを行います。

(6) 養育支援訪問事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	41人	48人	53人	47人
従事延人数	456人	465人	391人	284人

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	47人	59人	62人	65人	67人	70人
②確保量	47人	59人	62人	65人	67人	70人
従事延人数	284人	505人	531人	556人	574人	599人
確保の内容		・実施体制：養育支援員13人（保健師・助産師・保育士等）				
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、平成27年度から30年度までの乳児家庭全戸訪問事業対象者数に対する養育支援訪問事業者数の比率から算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・引き続き、助産師会等の協力を得て、保健師、助産師、保育士などの専門の養育支援員を継続的な確保に努めるとともに、養育支援員のスキル向上を図り、養育支援訪問体制の充実に努めます。
- ・乳児家庭全戸訪問事業や各種健康診査事業との連携を密にし、対象家庭の確実な把握に努めます。
- ・本市による対応が困難と判断される場合には、香川県子ども女性相談センター（児童相談所）など専門的な関係機関と連携して支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業 ●●●●●●●●

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	常設	31か所	31か所	31か所	29か所
	出張ひろば	1か所	1か所	2か所	2か所
延べ利用回数		76,407人回	80,966人回	80,533人回	80,665人回

【量の見込みと確保策】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	80,665人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回
②確保量	80,665人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回
確保の内容 (施設数)		<ul style="list-style-type: none"> ・旧ひろば型：9か所 ・旧センター型：20か所（うち直営：2か所） ・出張ひろば：2か所 ・合計31か所 				
②－①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【量の見込み】

- ・国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、現在の利用状況を踏まえ、ピークであった平成28年度実績を量の見込みとします。

【確保方策と今後の方針】

- ・本市の拠点数は、国の「子ども・子育てビジョン」の数値目標（中学校区に1つ＝23か所）を達成していることから、当面は現有施設31か所の利用促進を図ることとします。
- ・認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するほか、施設を利用していない地域の子どもの保護者に対する子育て支援を提供することが基本とされていることから、拠点と併せて、地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・利用者支援（コーディネート事業）を実施する4つの拠点の各担当エリアにおいて、各地域子育て支援拠点との横断的連絡連携を図りながら、子育て支援の充実を目指します。

(8) 一時預かり事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、長期休業日等に一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	28か所	28か所	28か所	31か所
年間延べ利用日数	140,773人日	140,773人日	140,382人日	139,297人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	139,297人日	138,185人日	137,632人日	137,081人日	136,533人日	135,987人日
②確保量	139,297人日	138,185人日	137,632人日	137,081人日	136,533人日	135,987人日
確保の内容 (施設数)	31か所	38か所	39か所	39か所	39か所	39か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、2号認定のうち幼稚園を希望する家庭の全てが預かり保育を利用し、更に利用希望日数を母親の就労日数としていることから、量の見込みは実態に比べて過大に算出されていると考えられます。

そこで本市では、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

新設の認定こども園においても事業を実施するとともに、事業を実施するための人員確保等により、供給体制の確保に努めます。

② 一時預かり事業（一般型・余裕活用型）

保護者が病気や急用の場合などに、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	11か所	18か所	17か所	20か所
延べ利用日数	5,360人日	14,817人日	13,780人日	13,621人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	13,621人日	13,350人日	13,217人日	13,085人日	12,954人日	12,824人日
②確保量	13,621人日	13,350人日	13,217人日	13,085人日	12,954人日	12,824人日
確保の内容 (施設数)	20か所	29か所	29か所	29か所	29か所	29か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、この事業は在宅児が利用する事業であるにも関わらず、0歳～5歳の全ての児童を対象として算出しているため、量の見込みは実態に比べて過大に算出されていると考えられます。

そこで本市では、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

事業を実施するための保育士の確保により、供給体制の確保に努めます。

(9) 病児保育事業 ●●●●●●●●

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【 現状 】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
病児・病後 児対応型	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所
	延べ利用日数	7,345人日	7,912人日	7,845人日	7,472人日
体調不良 児対応型	実施か所数	2か所	2か所	3か所	2か所
	延べ利用日数	434人日	433人日	433人日	339人日

【 量の見込みと確保策 】

		実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	病児対応型	7,472人日	7,768人日	7,775人日	7,766人日	7,783人日	7,769人日
	体調不良児 対応型	339人日	410人日	410人日	410人日	410人日	410人日
② 確保量	病児対応型	7,242人日	7,768人日	7,775人日	7,766人日	7,783人日	7,769人日
	体調不良児 対応型	339人日	410人日	410人日	410人日	410人日	410人日
(施設数) 確保の内容	病児対応型	5か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	体調不良児 対応型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② ・ ①	病児対応型	▲230人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	体調不良児 対応型	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、過去の利用率（お断り数を加えた利用延べ人日÷0～11歳児童数）の推移から、年0.3%の伸びを見込んで将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・現状の6施設で必要量は確保できる見通しです。
- ・関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業 ●●●●●●●●

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人(依頼会員)と、育児の援助をしたい人(提供会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員数	592人	608人	587人	577人
依頼会員数	1,532人	1,675人	1,781人	1,866人
両方会員数	129人	131人	122人	119人
活動件数	6,369人日	6,686人日	7,413人日	8,181人日

【 量の見込みと確保策 】

		実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	就学前 児童	5,024人日	5,519人日	5,752人日	5,966人日	6,194人日	6,390人日
	小学校 低学年	2,322人日	2,551人日	2,659人日	2,758人日	2,863人日	2,953人日
	小学校 高学年	835人日	917人日	956人日	992人日	1,029人日	1,062人日
	合計	8,181人日	8,987人日	9,367人日	9,716人日	10,086人日	10,405人日
②確保量		8,181人日	8,987人日	9,367人日	9,716人日	10,086人日	10,405人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

- ・国の手引きでは、就学前児童については、国のワークシートを使用すると、認定こども園や保育所等における一時預かり事業の中に含んで算出されますが、本市では、一時預かり事業について、独自に、過去の実績を基に実態に近い量を見込んでいることから、ファミリー・サポート・センター事業は、別途、ここで見込みます。
- ・過去の利用率(利用延べ人日÷0~11歳児童数)の推移から、年1.2%の伸びを見込んで将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- 利用を増やすためには提供会員の確保が必要となることから、情報提供や養成講座の充実により提供会員の増員を図ることで、提供体制の確保に努めます。
- 保育所や病児保育施設等への送迎、緊急時や病気の時のサポート、障がい児や多胎児の育児支援など、多種多様な利用者ニーズに応えられるよう、提供会員の質的向上に努めます。
- 本事業は、瀬戸・高松広域定住自立圏構想に係る広域事業として実施しているため、供給量の確保に当たっては、本市での確保を基本としつつ、三木町、綾川町における必要量や提供体制も踏まえて検討を行います。

(11) 妊婦健康診査事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

母子健康法第 13 条の規定により、本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診実人数	3,766人	3,696人	3,582人	3,216人
健診回数	42,914回	43,421回	42,205回	38,481回

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,216人	3,356人	3,318人	3,275人	3,226人	3,169人
健診回数	38,481回	40,272回	39,816回	39,300回	38,712回	38,028回
②確保量	3,216人	3,356人	3,318人	3,275人	3,226人	3,169人
確保の内容 (実施体制等)	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 里帰りで県外医療機関受診の場合は、償還払いで対応 実施時期：通年					
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では以下の算出方法とする。
 「新生児数(推計)(人)」×「一人当たり平均受診回数(12回)」＝「量の見込み(人回)」

【 確保方策と今後の方針 】

- ・既に、香川県医師会及び香川県助産師会と委託契約し、県内の産婦人科医療機関と助産所において健診が受診できる体制を確立していることから、供給量は充足しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●

世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・特定教育・保育施設等における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）に対する補助を行います。
- ・その他事業については、国の制度内容を踏まえて検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●●

◎巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

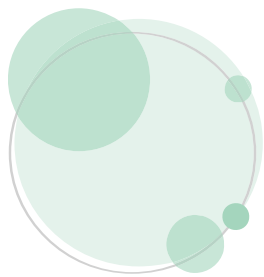
◎特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

【 確保方策と今後の方針 】

新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。

特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討します。



參考資料

1 高松市子ども・子育て支援会議条例

平成25年3月27日条例第11号

改正

平成26年3月28日条例第15号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 次代の高松を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

2 支援会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号並びに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(2) 高松市子ども・子育て条例(平成25年高松市条例第10号。以下「条例」という。)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 子ども及び子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 学校教育の関係者

(4) 子ども及び子育て支援に関する活動を行う団体の代表者

(5) 事業主団体及び労働者団体の代表者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 支援会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 支援会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 支援会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 支援会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成25年高松市規則第33号により、平成25年6月1日から施行)

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の支援会議の会議及び任期満了後における最初の支援会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年3月28日条例第15号）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 支援会議は、この条例の施行前においても、改正後の第1条第2項及び第2条第1号の規定の例により、認定こども園改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理することができる。

2 高松市子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
会長	加野 芳正	香川短期大学 学長	
副会長	山下 政勝	高松市コミュニティ協議会連合会 副会長	
委員 (50音順)	天野 由佳	公募委員	
	池畑 章伸	高松地区労働組合連合会 事務局長	
	下川 恭徳	高松市中学校長会 会長	～平成31年3月31日
	岩井 秀樹		平成31年4月2日～
	日下 哲也	高松市小学校長会 会長	～平成31年4月1日
	上井 嘉		平成31年4月2日～
	鬼松 秀美	認定こども園 保護者	
	金倉 吏志	高松市私立幼稚園連合会 会長	
	橘川 欣久美	高松市民生委員児童委員連盟 副会長	
	合田 真知子	香川県子ども女性相談センター 所長	
	鈴木 佳菜子	公募	令和元年6月1日～
	鈴木 慈恵	香川こだま学園 公認心理師	
	中橋 恵美子	特定非営利活動法人わははネット 理事長	
	西岡 敦子	高松市医師会 理事 (小児科医)	
	野崎 千恵	高松商工会議所女性会 副会長	
	藤井 邦昭	公募	～令和元年5月31日
	藤岡 純子	公募	
三木 一平	高松市認可保育園共励会 会長		
山田 士郎	高松市PTA連絡協議会 会長		

3 用語解説

【か行】

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当するもの。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とするもの。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をする事ができる食堂。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。すべての都道府県及び政令指定都市(2006年4月から、中核市にも設置できるようになった)に最低1以上の児童相談所が設置されている。

社会的養育

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

情報モラル

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

償還払い

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払い戻しを受けることをいう。県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額をいったん支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度など。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、臨床心理学などの知識や技術を有する心の専門家。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導についての相談に応じる。

【た行】

高松市教育振興基本計画

未来を担う子どもたちの「生きる力を育む教育の充実」をより一層推進するため、平成22年度から27年度までの6年間を対象とし、長期的な展望に立ち、今後の本市の教育の方向性を示す計画。

高松市健康都市推進ビジョン

市民の皆様が健やかで心豊かに暮らせる社会を実現するため、平成26年度から35年度の10年間を対象とし、生活習慣病の発症予防と重症化予防や、ライフステージに応じた健康づくりについて指標を定め、また、健康を支え、守るための社会環境の整備に関する推進方策を定めた計画。

高松市子ども・子育て条例

次代の高松を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、子どもの成長及び子育てに関する支援の在り方を定めた条例。平成25年3月施行。

たかまつ障がい者プラン

「障害者基本法」に基づく障害者計画(市の障がい者施策の基本的な考え方を示したもの)と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉計画(障がい者に対するサービスの見込み量及び確保方策等を定めたもの)を一体的に策定した計画。

高松市地域福祉計画

高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む計画。

特別支援教育

従来の障がい児教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を行う。

【な行】

認可保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設(児童福祉法第39条第1項)。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯(おおむね7時から18時)で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

ハートアドバイザー

課題を抱えている児童に対し、個別に支援するために、小学校に配置している支援員。

母親クラブ

地域における児童をもつ母親等の連帯組織で、母親相互の親睦を図り、協力をもって児童の社会性を助長し、保育所、児童館等と連携し、児童福祉の増進を図ることなどを任務とする。

バリアフリー

元来は「障壁(バリア)のない」という意味。建築物などにおいて段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者などが社会生活を送る上での、様々な障がいを取り除くことをいう。今日では物理的なバリアフリーや意識のバリアフリーなども含まれている。子育てバリアフリーとは、障壁を取り除き、子どもを安心して生み育てることができる、子どもや子育て家庭にやさしい環境づくりをいう。

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

母子健康法

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的として制定された法律。

母子生活支援施設

児童福祉法に定められる施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

【ら行】

利用定員

利用定員は、市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対し、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに、認可定員の範囲内で定める定員のこと。

臨床心理士

臨床心理学を学問的基盤に、相談依頼者が抱える種々の心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。(内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。(内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。(内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

発行

令和2年（2020年）3月

高松市健康福祉局 こども未来部 子育て支援課
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話：087-839-2354 FAX：087-839-2379



